

# 地方自治法施行規則の一部を改正する省令の概要

令和2年9月  
総務省

## 1 改正の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により契約書の作成に代えて契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合に、当該電磁的記録に講じる措置の内容を定める地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の2において電子署名及び電子証明書の添付をすることとされており、その対象となる電子証明書の範囲を拡大するものである。

## 2 改正の内容

地方自治法第234条第5項の規定により契約書の作成に代えて契約内容を記録した電子的記録に講じることとする電子証明書として、総務大臣が定めるものを追加することとする。

具体的には、併せて制定する地方自治法施行規則第12条の4の2第2項第2号の規定に基づく総務大臣告示において、「地方公共団体情報システム機構が地方公共団体組織認証基盤において作成する職責証明書」を定めることとする。

## 3 施行期日

公布の日（令和2年9月18日）